

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、メディカル・マネジメント・プランニング・グループ（以下「MMPG」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、次に定めるMMPG理念をもって組織並びに会員活動の拠り所とし、その運営基本方針たる医療・福祉界の健全発展に資するとともに、行政府の政(施)策遂行の円滑化に寄与することを目的とする。

< 理 念 >
MMPGはその叡智を結集し、利他の心をもって
真に豊かな社会づくりに貢献する

2. 本会は、MMPG理念の実現を通して会員の繁栄、発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の職務能力並びに人格能力向上のための教育研修
- (2) 社団法人日本医業経営コンサルタント協会の諸活動への協力
- (3) 医療機関に対する研修会等の開催及び医業経営に関する啓蒙
- (4) 福祉施設に対する研修会等の開催及び福祉事業経営に関する啓蒙
- (5) 医業・福祉事業経営に関する調査研究並びに政策提言
- (6) 前各号から派生される医療・福祉領域の調査研究及びコンサルティング・ツールの開発
- (7) 経営コンサルティングにかかる必要データ・情報の収集・提供
- (8) 経営コンサルティング・ツールの開発及び普及
- (9) 会員関与先の拡充、共同開発
- (10) 会員の福利厚生及び事業拡充支援
- (11) 前各号に付帯する事業
- (12) その他、本会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は、本部並びに別に定める区分に基づく地域会をもってこれを構成し、各地域会は本部の統制下におかれるものとする。

(本部所在地)

第5条 本会は、東京都中央区に本部を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会は会員並びに準会員の2種を有し、会員をもって民法上の社員に準ずるものとする。

(所 属)

第7条 会員の所属は、事業所等の本拠地が所在する地域を所轄する地域会とする。

2. 準会員は本部が統括する。

(入 会)

第8条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。

2. 入会申込者は、所定の手続きを経て執行部会の承認の後、会員の資格を取得する。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、別に定める規程に基づいて入会金及び会費等を納入しなければならない。

2. 代表理事は前項にかかわらず、別に定める規程に基づき、会員の入会金並びに会費を減免することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき

(3) 破産宣告を受けたとき

(4) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅した

とき

- (5) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (6) 除名されたとき

(退 会)

第11条 会員は、別に定める規程に基づく退会届を代表理事に提出し、所定の手続きを経て、退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づき、除名等を行うことができる。この場合、当該会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定める倫理基準に重大な違反のあったとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 業務上の法令違反その他会員として相応しくない行為があると認められたとき

(綱紀監察)

第13条 会員が前条に該当する場合、代表理事は執行部会の承認を得て別に定める規程に基づいて処分する。

(抛出金品の不返還)

第14条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(準会員)

第15条 医療・福祉関連従事者、または医療・福祉経営に関心を持つ者で本会の趣旨に賛同する者は、本会の準会員になることができる。

(準会員への準用規定)

第16条 第8条から第14条までを準会員に準用する。この場合において「会員」を「準会員」と読み替えるものとする。

第3章 役 員

(名誉理事長)

第17条 本会は創設者川原邦彦先生を名誉理事長とし、その業績を末長く称え

るものとする。

(会長、副会長)

- 第18条 本会は以下に定める役員の外に、MMPGの諸活動を長年にわたり理解し、かつ行政施策の推進並びに医療・福祉分野における経営において国家的功績を有する者を会長、副会長として招聘することが出来る。
2. 会長、副会長はMMPG理念に基づく象徴とし、本会の会務執行に対する権限を有しない。
 3. 会長並びに副会長は執行部会において適任者がある場合はこれを推挙し、総会の決議を経て代表理事が任命するものとする。
 4. 会長、副会長の報酬については、別にこれを定める。
 5. 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の種類及び定数)

- 第19条 本部には次の役員を置く
- 理事 50人以内
監事 4人以内
2. 前項の理事のうち、1人を代表理事、8人以内を専務理事、40人以内を常務理事とする。

(選任等)

- 第20条 代表理事及び監事は、選考委員会が代表理事及び監事候補者を選考し、総会においてこれを承認する。
2. 代表理事は、理事より専務理事候補を指名し、総会においてこれを承認する。
 3. 常務理事、理事については、執行部が常務理事及び理事候補者を指名し、総会においてこれを承認する。
 4. 選考委員会委員は執行部において選任し、選考委員会の運営等についての細則は執行部において定めるものとする。

(職務)

- 第21条 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 専務理事は、代表理事を補佐し、本会の常務を統括する。
 3. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
 4. 理事は、理事会の構成員として、理事会において意思決定を行う。
 5. 本部監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本部並びに各地域会の会計を監査すること
- (2) 本部並びに各地域会の業務を監査すること
- (3) 役員の会務執行状況を監査すること
- (4) 会計及び会務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを執行部会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、若しくは招集すること

(任 期)

- 第22条 本会役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし同職における再任は3期6年までとする。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 本会の役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(定 年)

- 第23条 理事及び監事は満70歳をもって定年とする。但し任期中に満70歳を迎えた場合は任期満了をもって定年とする。

(解 任)

- 第24条 本会の役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において会員の現在数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 業務上の法令違反その他役員として相応しくない行為があると認められたとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき

(報酬等)

- 第25条 役員は原則無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(特別顧問及び顧問)

第26条 本会に、特別顧問、顧問を置くことができる。

2. 特別顧問は執行部会の意見を聴取し、執行部を退任した会員より代表理事が委嘱する。
3. 特別顧問は、重要事項について執行部の諮問に答え、又は執行部に対して意見を述べることができる。
4. 顧問は、70歳定年に達した理事経験者より代表理事が委嘱する。
5. 顧問は会務運営に関する事項について各理事の諮問に答え、又各理事に対して意見を述べることができる。
6. 特別顧問・顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

第27条 本会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は、理事経験者とする。
3. 相談役は、執行部会の意見を聴取し、代表理事が委嘱する。
4. 相談役は、重要事項についての理事会の諮問に答え、又は理事会に対して意見を述べる事が出来る。

第4章 総 会

(種 別)

第28条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第29条 総会は会員をもって構成する。

(開 催)

第30条 総会は、年2回開催する他、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 執行部会が必要と認めたとき
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第21条第5項第5号の規定により、監事から請求があったとき

(招 集)

第31条 総会の招集は代表理事がこれを行なう。

2. 代表理事は前条の規定により請求があったときは、その日から30日以

内に総会を開催しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的及び審議事項、日時、場所を記載し、書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 総会の議長は代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第33条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第34条 総会の議事は、本定款の規定するもののほか、総会出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。

2. 前項の場合における前2条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数及び、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合に当たっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない

第5章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第38条 理事会は、本定款で定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第39条 理事会は、年2回開催する他、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 執行部会が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第21条第5項第5号の規定により、本部の監事から請求があったとき

(議長)

第40条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(定足数等)

第41条 理事会には、第33条から第36条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 執行部会

(構成)

第42条 執行部会は、次の職位をもって編成する。

- (1) 代表理事
- (2) 専務理事

(機能)

第43条 執行部会は、本会の運営に関する事項を審議し、代表理事とともに会

務の運営を執行する責任を有する。

(議 長)

第44条 執行部会の議長は代表理事がこれに当たる。

第7章 委員会等

(機 関)

第45条 本会の本部に、委員会、研究会、審査会並びに必要なに応じて検討会等を置く。

2. 本部には、理事会、執行部会の他に、地域会会長会、本部委員長会、研究会会長会、審査会会長会、及び理事会において設置が認められた機関を設ける。
3. 各地域に地域会を置く。また各都道府県に支部を置くことが出来る。

(本部委員会)

第46条 本部委員会は別に定める手続きに基づいて編成し、運営する。

(研究会)

第47条 研究会の運営等に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(審査会)

第48条 審査会の運営等に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(検討会等)

第49条 検討会等の運営等に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(地域会会長会)

第50条 地域会会長会を、次の職位をもって編成する。

- (1) 代表理事
 - (2) 専務理事
 - (3) 地域会会長
2. 地域会の会長は、当該地域会会員の互選により候補者を推薦し、総会においてこれを承認する。
 3. 地域会会長会は、本会の地域会活動の調整統括、及び執行部会から委

託を受けた事項等の処理をする。

4. 地域会会長会の議長は担当の専務理事がこれに当たる。

(本部委員長会)

第51条 本部委員長会を、次の職位をもって編成する。

- (1) 代表理事
- (2) 専務理事
- (3) 本部委員長

2. 本部委員長は、常務理事の中から執行部会の議を経て、代表理事が任免する。
3. 本部委員長会は、会務運営の調整統括、及び執行部会から委託を受けた事項等の処理をする。
4. 本部委員長会の議長は、担当の専務理事がこれに当たる。

(研究会会長会)

第52条 本会の研究・開発・研修機関として研究会会長会を設ける。

2. 研究会会長は、常務理事の中から執行部会の議を経て、代表理事が任免する。
3. 研究会会長会の運営等に関し必要な事項は、代表理事が執行部会の意見を尊重し定める。
4. 研究会会長会の議長は、担当の専務理事がこれに当たる。

(審査会会長会)

第53条 執行部の諮問機関として審査会会長会を設ける。

2. 審査会会長は、常務理事の中から執行部会の議を経て、代表理事が任免する。
3. 審査会会長会の議長は、担当の専務理事がこれに当たる。

(地域会)

第54条 地域会は、別に定める地域会規則に基づいて編成し、運営する。

2. 地域会会務運営上の都合により、必要な場合は執行部会並びに当該地域会会長の承認を得てブロックに区分し、活動することが出来る。
3. 各地域会に会員職員の研修機関として誠志会を置く。

(支部)

第55条 支部は地域会が統括し、運営等に関し必要な事項は、地域会が定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第56条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じた収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第57条 本部の財産は、執行部会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第58条 本部の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第59条 本部の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て行なう。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第60条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は執行部会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第61条 本部の事業報告及び決算は、代表理事が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、本部監事の監査を受け、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(特別会計)

第62条 本会は、必要あるときは総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第63条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経るものとする。

(会計年度)

第64条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第65条 この定款は、総会において会員現在数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第66条 本会は、総会において会員現在数の3分の2以上の議決を得て解散する。

(残余財産の処分)

第67条 本会が解散のときに有する残余財産は総会において会員現在数の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第68条 本会の会務を処理するため、本部事務局及び地域会事務局を置く。

2. 本部事務局には、常勤の事務局長、事務局次長及び所要の職員を置き、地域会事務局には原則として常勤職員1名以上を置く。
3. 必要に応じて本部事務局に常勤の役員を置くことが出来る。
4. 本部常勤役員、事務局長及び職員は、代表理事が任免し、地域会事務

- 局の職員は、地域会会長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、執行部会の議決を経て、代表理事が別に定める。
 6. 地域会事務局は、本部事務局の統制のもとに置かれるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第69条 本部事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員・準会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 役員及び事務局職員の名簿及び履歴書
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) その他必要な帳簿及び書類
2. 地域会事務局には、前項各号に準じた必要書類を設置するものとする。

(委 任)

第70条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付 則

1. 本定款は、平成3年1月1日から施行する。
2. 地域会は、地域会規則を地域会の定款として類用し、地域会規則に定めのないものについては本定款を準用する。
3. 平成9年10月17日一部改正
4. 平成16年7月21日一部改正
5. 平成17年4月7日一部改正
6. 第22条については平成18年4月1日より施行する
7. 平成18年1月19日一部改正
8. 平成19年3月23日一部改正
9. 第22条第1項については平成19年4月1日から施行する
10. 平成21年1月21日一部改正